

11月は『過労死等防止啓発月間』です。

県が取り組んでいる『おおいた働き方改革』は、過労死などがなく、仕事と家庭を調和させ、誰もが健康で充実していきいきと働くことのできる社会の実現を目指しています。

# 過労死防止集中労働相談会

## 11月14日(日)～16日(火)

＜相談時間＞ 14日(日)は9:00～18:00

15日(月)と16日(火)は  
8:30～20:00

＜相談会場＞ 県庁舎本館7F 雇用労働政策課内

※ 来庁される方はマスク着用のご協力をお願いします。

※ 11月14日(日)とその他の日の17時15分以降に面談相談を希望される方は、県庁舎本館裏玄関の監視室で「労働相談に来た。」とお伝えください。職員が、お迎えに上がります。

＜相談方法＞

○面談相談（予約も可能です）

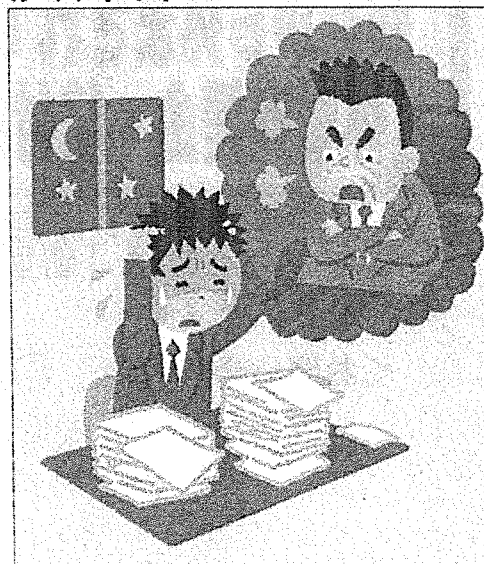
○電話相談

スマホ・携帯電話からは、

☎097-532-3040

フリーダイヤル（固定電話専用）は

☎0120-601-540



＜お問い合わせ先＞ 大分県労政・相談情報センター

☎097-532-3040

・秘密厳守

・相談無料

・予約不要

## 仕事中にコロナになったら、労災保険の請求ができます！

感染経路が業務によることが明らかな場合や、不明の場合でも感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した可能性が高い場合は労災保険の請求ができます。 ※詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

- 〈お問い合わせ先〉
- 大分労働局労働基準部労災補償課  
電話番号：097-536-3214
  - 最寄りの労働基準監督署

## 従業員を休業させたときは「休業手当」を支給しましょう。その場合は国の「雇用調整助成金」を利用できます。パートなどの非正規労働者も支給対象者です！

労働者を休業させたときは「休業手当」を支払わなければなりません（労基法第26条）。そのときは国の「雇用調整助成金」を利用できます。

- 〈お問い合わせ先〉
- 大分労働局大分助成金センター※雇調金  
電話番号：097-535-2100
  - 最寄りの労働基準監督署※休業手当

## 会社から休まされて、休業手当の支給や賃金補償がなければ、「休業支援金・給付金」を申請できます！

会社から休むように言われたのに、「休業手当」が支給されず賃金補償もなかったときは「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が申請できます。

- 〈お問い合わせ先〉
- 新型コロナウイルス感染症対応  
休業支援金・給付金センター  
電話番号：0120-221-276  
月～金 8：30～20：00  
土日祝 8：30～17：15

【お気軽にご相談できます！】

大分県労政・相談情報センター（県庁舎本館7F 県雇用労働政策課内）

相談ダイヤル：097-532-3040

平日 8：30から17：15 土日、祝日を除く

説明できるよう準備しましょう！

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差をなくす「同一労働同一賃金」制度が、令和3年4月からすべての事業所に適用されました。待遇差について非正規社員から説明を求められた事業主は、その理由を説明しなければなりません。

# 出張労働相談

- ・弁護士※、労働基準監督官が対応
- ・秘密厳守・相談無料

長期化するコロナ禍の影響から、一方的な解雇や雇止め、賃金の減額や不支給、休むように言われ休んでいるのに賃金の補償がないなど様々な問題が発生しています。  
一人で悩まず、まずご相談してください。

会場周辺図

会場

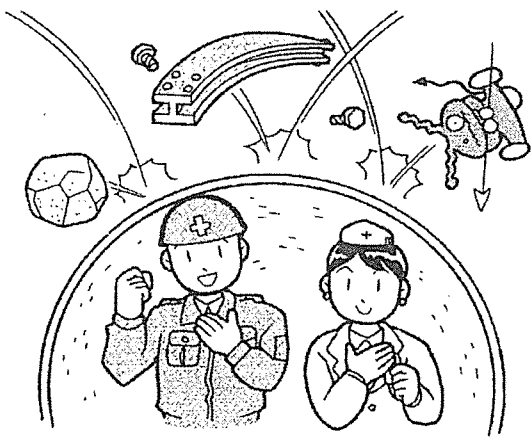
## 11月25日(木)

受付：午後1時00分～4時00分  
(相談は午後4時30分まで)

### J: COMホルトホール大分 202会議室 (大分市金池南)

※弁護士への相談は予約が必要です。

携帯・スマホ：097-532-3040  
フリーダイヤル0120-601-540



## 【相談事例】

- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ・セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・解雇、退職引き留め

※使用者・労働者・フリーランスの方々の相談をお受けしています。

お問い合わせ先 大分県労政・相談情報センター (県雇用労働政策課労働相談・啓発班)  
携帯・スマホからは☎097-532-3040  
フリーダイヤル☎0120-601-540  
大分県労働委員会事務局 ☎097-536-3650  
大分市商工労政課 ☎097-537-5964

※ 上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が電話・来所相談をお受けしております。

# 働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

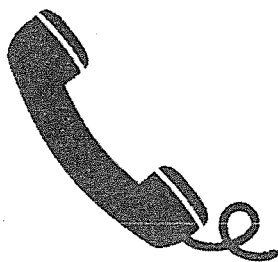
労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎0120-601-540

(携帯・スマホからは ☎097-532-3040)

相談時間 8:30～17:15

※土日、祝日を除く



## 【最近の相談事例から】

- Q. 県外にいる友人の結婚式に行くため、シフト表作成前に3日間の年次有給休暇の取得を申し出ましたが、「この忙しい時期に3日も休めるわけじゃない!」と言われ認められません。3日間の連続休暇は取得できないのでしょうか。
- A. 事業主は年次有給休暇の取得を拒むことはできません。ただし、このことにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。(時季変更権)しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定的で、単に「多忙だから」「代替りの従業員がいないから」という理由だけでは認められません。

## 大分県労働委員会が一緒に対応します!

大分県労働委員会は労使紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは…

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

お問合せ:大分県労働委員会事務局

(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

☎097-536-3650 (労働相談ダイヤル)

相談時間 9:00～17:00 ※土日、祝日を除く

# 大分県